

改正  
新貨條例



9 60 1 2 3 4 5 6 7 8 9 70 1 2 3 4 5 6 7 8 9 80 1 2 3

豊  
藤  
藏  
章

皇國クニ往古コトより他邦タカ貿易エテの更少シたゞく貨幣カネ之  
 制セ度ドハハ精密セイミツなハ其コノ品類ヒン各種カクありて  
 其コノ價位カも亦モ一定イツテイせず今其コノ概畧ガイリョクを舉アゲむコトを  
 慶長金あり享保金あり文字金あり大小判  
 金あり一分金あり貳分金あり貳朱金あり  
 一分銀あり一朱銀あり當百錢あり大小數  
 種シユ以銅錢あり其他一時通用の貨幣ハ枚舉ヘイキョ  
 違ヒハハ其コノ甚シきコト一國一郡限の貨幣あり

昭  
文  
庫

諭告

一

至て今に至りて僅く其一部も通用し他  
 方も流通せざるものありかゝ其品類區々  
 方圓大小其價を異し混合雜駁其  
 質を同じせば抑貨幣の眼目たる量目と性  
 合とよ至りて殆んど辨知せしむるは新  
 舊互に雜用し品位自ら低下し其間或は價  
 造の弊ありて竟し今日に甚しきも馴致せ  
 且偶々良性の貨幣は徒らに富家庫中の寶

物とたを或は外國へ輸出せしむ亦少なるの  
 らす遂に諸品換用の能力を失ひ日用便利  
 の道を塞ぎ流通の公益殆んど絶えんとす  
 り小至る實りて天下一般の窮厄ありて  
 萬民に痛心更ふ之より大なるものあり今  
 其緣由按尋繹せしむ小全き一定の價位を  
 善惡良否を雜用せしむの舊弊よて生ず  
 る莫なき方今貿易の道弥盛なりたる時小當

て舊弊を改免精良の新製を設けしん  
何を以て流通の道を開き富國の基を立  
んや是政府の責任にて然之燃眉の急務  
たを故に去る明治元戊辰の年より早くそ  
め功を起し莫大の経費を厭はざ大阪に  
つて新造幣寮を建置し壯大なる器械を  
備へ廣く宇内各國貨幣の眞理を察知し金  
銀の性質量目より割合の差等鑄造の方法

小至るまで詳し普通に制を比較商量し  
以て精密の通用貨幣を鑄造し在来の貨幣  
より加つて一般に流通を資けんとするの都  
合を謀り既に開寮の儀典を完了せしむ  
るも前より言つるごとく區々各種の貨幣多  
く生じ現場諸品の價直を錯亂し萬民の迷  
惑なきを漸々新舊を交換して在來  
の通寶ハ悉く改鑄し都て品類を一定せし

めんとの御趣意なるを且貨幣へ天下萬民の  
通寶たる主旨シヨを基き地金持参して引換  
を望むものつゝ速う改鑄して通用貨幣  
を渡さくしてまゝ今人々古来の舊習キウシヨクは嚴  
ひ重代の寶物とせられ古金銀の類も数年を  
らざして全て地金一様のものとなるべし  
まこと早々交換流通して貨幣の真理板失と  
なる様サマ注意チウイをくも事肝要なるを斯く新なる

造幣寮を設けしを偏ふ萬民の保護を任す  
この職分を盡すの外他あるべし  
萬民亦能く此理を會得し各その務を勉勵  
して天賦の職をばはらふべし仍て今爰に其  
次第を揭示し併せて新貨幣の真形を摹し  
其量目品位表を添へ且地金引換へ此規則  
等詳細に附録し普く國內に頒布論告する  
もの也

諭告

四

明治四年辛未五月

# 太政官

## 新貨幣例目

一 新貨幣の稱呼ハ圓を以て起票めあきト其多  
 寡を論せず都て圓乃原稱小數字を加へ  
 て之を計算するなり但一圓以下を錢一  
 の百と厘一錢の十分一一とを以て少數の計算小  
 用する

一 算則も都て十進一位乃法域用ひ一厘十  
 を合し一錢也一錢十枚併せ十錢

とひひ十錢十即ち百錢を以て一圓や  
 一圓より上十百千萬小至りりりり  
 皆十数を合し一一位を進む其他半錢五  
 錢五十錢五圓は如きは十数を半割し二  
 十錢二圓二十圓は如きは亦一十は数を  
 倍はふをりりりて圓より軌範の外小出  
 す  
 一厘より以下も別は鑄造は貨幣なりと雖

若し計算を要すれば毛絲忽微織を以て  
 微少は数を算すなり又萬より以上ハ十  
 萬百萬千萬小至り千萬十即ち萬々を以  
 て一億と大数の計算を為すなり  
 一新貨幣と在来通用貨幣との價格を一圓  
 を以て一兩即ち永一貫文小充つる故  
 小五十錢ハ二分即ち永五百文十錢も一  
 兩は十分一即ち永百文一錢と一兩の百

例目

分一即ち永十文一厘ハ一兩の千分一即ち永一文と相當スル一但一二十圓十圓二十錢五錢半錢も皆同様の割合たるを  
一製貨中金銀純分の割合及其量目も都て真形摸寫以下示表出されとつとも溶和鑄造の際僅少の差あるを免ふます故小今各種乃貨幣不就て其不得已と生

る量目ハ公差を表出—て以て毛絲の微細を辨析以



量目公差表

大数差	量目	枚数	量目	品位	全量	貨幣	重量	純金	分内	位千	金
がラム	外ロイ	枚数	ミリガム	千純	がラム	トロイ	がラム	トロイ	混合物	純金	
四、六六六	七二、	一千	三二、四。	二分ノ一	三三、三分ノ一	五四、四一	三〇、	四六二、九七	一百分	九百分	二十圓
三、二一。	四八、	一千	三二、四。	二分ノ一	一六、三分ノ二	二五七、二。	一五、	二三一、四八	一百分	九百分	十圓
二、三三三	三六、	一千	三二、四。	二分ノ一	八、三分ノ一	一二八、六	七、五	二五、七四	一百分	九百分	五圓
一、五五五	二四、	一千	一六、二。	四分ノ一	三、三分ノ一	五一、四四	三、	四六、二九	一百分	九百分	二圓
〇、七七八	一二、	一千	一六、二。	四分ノ一	一、三分ノ二	二五、七二	一、五	二三、一五	一百分	九百分	一圓

例目

八

量目公差表

大數差	量目	一枚差	品位	全量	貨幣		純銀	分内	位千	銀
					重量	純銀				
メートル	グラム	センチ	ミリ	グラム	グラム	グラム	グラム	グラム	グラム	グラム
六、二二一	九六、	一千	二	二六、九五七	四一六、	二四、二六一	三七四、四	一	九百分	圓五十錢二十錢十錢五錢
四、六六六	七二、	一千	二	一、二分ノ一	一九三、	一〇、	一五四、四	八百分	八百分	
三、一一〇	四八、	一千	二	一、二分ノ一	七七、二	四、	六一、七六	八百分	八百分	
一、五五五	二四、	一千	二	二、五分ノ一	三、五	二、	三〇、八八	二百分	二百分	
一、五五五	二四、	一千	二	二、五分ノ一	一九三、	一、	一五、四四	二百分	二百分	

一 ガラム ミリガラム オンス グレイントロイ 日本量目此  
 較ハ在来の秤量<sup>ヘイリヤウ</sup>より聊の差ありと  
 いへとも爰ふ其平均を取て之を算し左  
 の略表を以て當分比較の定規とす

ガラム	メートル	センチ	ミリ	グラム	グラム	グラム	グラム
一ミリガラム	一ガラム	一センチガラム	一ミリガラム	一ガラム	一ガラム	一ガラム	一ガラム
〇、一五四三	一五四、三二〇	〇、一五四三	〇、一五四三	一五四、三二七	一五四、三二〇	〇、二六六二	〇、二六六二
〇、二六六二	二六六、二〇二	〇、二六六二	〇、二六六二	二六六、二〇七五	二六六、二〇四	〇、二六六二	〇、二六六二

例目

九

一ヘクトグラム	一五四三、二七	二六、六二四〇七五
一キログラム	一五四三、二七	二六六、二四〇七五
一ミリヤグラム	一五四三、二七	二六六二、二四〇七五
日本量目	グラム	メートル
一絲	〇、三七五六ミリグラム	〇、〇〇五七九
一毛	三、七五六三ミリグラム	〇、〇五七九七
一厘	三七、五六三七ミリグラム	〇、五七九七一
一分	三七五、六三七四ミリグラム	五、七九七一
一錢	三七五六、五七四ミリグラム	五七、九七一
十錢	三七五六五、二一グラム	五七九、七一
百錢	三七五六五、七四ミリグラム	五七九七、一
一貫文目	三七五、六五二一グラム	五七九七一、
一グレイシ	凡二厘七毛二絲五忽	但一グレイシ
		六千四ミリグラム

一オンスハ 凡ハ奴二分八厘 但一オンスハ 四百八十グレイシ

一 本位新貨幣と外國貨幣と新價格ハ其國の制定ふより各小差違ありといふと

も暫らく英佛米三國の貨幣實價の品量を較計をきハ左の略表の通を多敷

貨幣	全量	差	配合	分量	差
新貨十圓	二百五十七グレイシ	六グレイシ	十分中純金九混合物一	二百三十九グレイシ	英貨より多キ
英貨	二百五十七グレイシ	六グレイシ	十分中純金十一混合物一	二百三十九グレイシ	純金より多キ
例目				十	

# 新貨幣品位量目表

品位量目表

七

佛貨手多キ 二百八拾元	佛貨手多キ 二百八拾元	佛貨手多キ 二百八拾元	佛貨手多キ 二百八拾元
八拾元三	八拾元三	八拾元三	八拾元三
千金 純金九 混合物一	千金 純金九 混合物一	千金 純金九 混合物一	千金 純金九 混合物一
二百三拾元三 二十五拾元八	二百三拾元三 二十五拾元八	二百三拾元三 二十五拾元八	二百三拾元三 二十五拾元八
佛貨手多キ 純金七拾元四七 混合物拾元六三 但佛貨手多キ 日本九拾元 一九有奇三拾元	佛貨手多キ 純金七拾元四七 混合物拾元六三 但佛貨手多キ 日本九拾元 一九有奇三拾元	佛貨手多キ 純金七拾元四七 混合物拾元六三 但佛貨手多キ 日本九拾元 一九有奇三拾元	佛貨手多キ 純金七拾元四七 混合物拾元六三 但佛貨手多キ 日本九拾元 一九有奇三拾元

本位金貨

十圓

裏表



性合  
金九銅一

量目

日本四匁四分三厘六毛七  
西洋二百五十七グレイン二

徑尺曲

九分七厘一毛

品位量目表

士

本位金貨

十二圓

裏表



性合  
金九銅一

量目

日本八匁八分七厘三毛五  
西洋五百十四グレイン四一

徑尺曲

一寸一分五厘七毛

本位金貨

二圓

裏 表



品位量目表

主

性合	量目	徑尺曲
金九銅一	日本八分八厘七毛三四 西洋五十二グレイ四四	五分七厘七毛

本位金貨

五圓

裏 表



性合	量目	徑尺曲
金九銅一	日本二分二分二厘八毛三五 西洋百二十八グレイ六	七分八厘七毛

定 位 銀 貨

五 十 錢

裏



表



以 二 枚 換 一 圓

性 合

銀 八 銅 二

量 目

日本 三匁三分三厘九毛三五  
西洋 百九十三グレイン

徑 尺 曲

一 寸 〇 四 厘

品 位 量 目 表

五

本 位 金 貨

一 圓

裏



表



性 合

金 九 銅 一

量 目

日本 四分四厘三毛六七  
西洋 二十五グレイン七二

徑 尺 曲

四 分 四 厘 六 毛

定 位 銀 貨

十 錢

裏 表



以 十 枚 換 一 圓

性 合	量 目	徑 尺 曲
銀 八 銅 二	日本 六分六厘五毛五 西洋 三十八グレイン六	五 分 八 厘

品位量目表

五

定 位 銀 貨

二 十 錢

裏 表



以 五 枚 換 一 圓

性 合	量 目	徑 尺 曲
銀 八 銅 二	日本 一匁三分三厘毛七 西洋 七十七グレイン二	七 分 七 厘



銅貨  
一錢

裏



表



圓一換枚百以

量目

日本一匁八分九厘七毛五  
西洋百十グレイン

徑尺曲

九分

品位量目表

十六

定位銀貨  
五錢

裏



表



圓一換枚十二以

性合

銀八銅二

量目

日本三分三厘二毛九五  
西洋十九グレイン三

徑尺曲

五分

銅貨  
一厘

裏 表



以千枚換一圓

量目

徑尺曲

日本二分四厘一毛五  
西洋十四ゲレイン

五分二厘

品位量目表

十七

銅貨  
半錢

裏 表



以二百枚換一圓

量目

徑尺曲

日本九分四厘八毛七五  
西洋五十五ゲレイン

七分七厘

貿易銀

一圓

裏

表



徑尺曲	量目	性合
一寸二分四厘	日本七釐一分七厘六毛 西洋四百十六グレイ	銀九銅一

新貨幣通用制限

本位金貨幣

即二十圓 十圓 五圓 二圓 一圓

の中一圓金と

以て原貨と定め各種とも何れ拂方と

之を用ひ其高小制限あると

本位とハ貨幣の注<sup>注</sup><sub>本</sub>一<sup>一</sup>て他の準<sup>準</sup><sub>據</sub>と

たるものなり故に通用の際小制限を

るを要せず尤も一圓金を以て本位中の

原貨と定むるとハ就中一圓金を以て本


通用制限

位の基本キホを定め他の四種の金貨も都て  
標準ヒョウジュンを一圓金ヒツに取きとれり

定位の銀貨幣 即五十錢二十錢  
十錢五錢 都て補助ホカの貨

品として其一種又ハ數種を併せ用ふると

一口の拂方ヒツ十圓の高を限る可し

 銅貨 即一錢半錢  
一厘 都て一口に拂方

一圓の高を限り用ゆる可し

定位といふ本位貨幣に補助として制度小

よりて其價位を定め融通を資するを  
のたかり故に通用此際を以て制限を設け  
て交通カウツの定規テイギとす

各開港場貿易便利の爲め當分此内中外人

民の望小應し一圓の銀貨を鑄造し之を買

易銀と爲して通商の流融を資し可し

此一圓銀を全く各開港場輸出入物品其他

外國人より納むる諸税及日本人外國人を

通商に取引不用少事は、内地の諸  
税納方等公<sup>ホウキョウ</sup>なる拂方不用少事のらさ事ハ  
勿論其他一般の通用を得ざる事ハ、  
私<sup>シ</sup>の取引付相對の示談を以て受取渡  
し、<sup>シ</sup>分ハ何事地<sup>チ</sup>とも勝手次第たる  
事

各開港場諸税受取方付一圓銀と本位金貨  
との價格比較と當分銀貨百圓付本位金貨

百〇一圓の割合たる事

■通用制限ハ元來貨幣ハ原本と補助との  
別何事所以<sup>ユヱン</sup>の理ハ基きて制定せし、<sup>シ</sup>そのな  
きハ人々取引の節右の制限ハ<sup>シ</sup>照準<sup>シヨウジュン</sup>たる  
事ハ小越<sup>コト</sup>を誰<sup>タレ</sup>も請取渡を拒むの道  
理<sup>リ</sup>あり、<sup>シ</sup>も私<sup>シ</sup>の取引付便宜の  
ため對談を以て請取渡し候儀を全く  
相互の都合ハ従ふ事ハ右制限ハ不拘

勝手次第小交通いり不苦候也

明治四年辛未五月

大藏省

通用貨幣之儀従来政府へ引揚吹替致来候

蒙今般普通之公理公理亦被為基公平之御所置御所置

を以來以来辛未六月十六日より大坂造幣寮小

扱ひて左之規則之通中外人民の望亦應一

金銀地金并古金銀又ハ外國貨幣等一至了

中其名目名目の如くす都て實價實價と比較

改鑄一貨幣相渡可申也

明治四年辛未五月

太政官

造幣規則

第一條

造幣寮地金局ちがひと來く六月十六日即西洋千八百七十一年第八月二日ちがひより左小掲載さげを  
休日を除くの外毎日朝第十字より午後第一  
字まで地金受取のため之を開らく

休暇表

毎日曜日	正月 <small>元日より三日まで</small>	正月七日	正月十五日 <small>十四日より十六日まで</small>
三月三日	五月五日	七月七日	七月 <small>十四日より十六日まで</small>
九月九日	九月廿二日	十二月 <small>廿六日より三十日まで</small>	

第二條

萬一非常の變更よりつて造幣を休むるときは  
あつて勿論地金受取方裁断するべし  
但此場合より速く其由を布告せしむべし

第三條

品位并價格とも詳明なる金地金并外國金  
貨幣八百五十オンストロイ 凡一貫二百以上  
の高を以て地金局長即ち造幣權頭並之  
を受取らるべし

第四條

品位并價格とも詳明なる銀地金并日本或  
外國銀貨幣を二千オンストロイ 凡十六貫  
五百六十貫



以上の高方<sup>し</sup>之を受取り造幣規則ニ従  
て本位金貨を以て拂ひ渡す<sup>し</sup>尤右地金  
持衆の者一圓銀を望む<sup>とき</sup>造幣寮の都  
合<sup>し</sup>りて之を渡す<sup>し</sup>  
銀地金の代<sup>り</sup>當分<sup>は</sup>内<sup>純銀</sup>十六<sup>分</sup>純金  
一の割合を以て拂<sup>し</sup>

第五條

品位 并 價格<sup>の</sup> 詳明<sup>たる</sup> 其<sup>の</sup> 金<sup>或</sup> 銀地

金 并 外國金銀貨幣を假<sup>し</sup>て受取置<sup>試験</sup> 溶解<sup>し</sup>  
の上<sup>分析</sup> 其<sup>の</sup> 品位<sup>と</sup> 價格<sup>と</sup> を明<sup>し</sup> 造  
幣<sup>適當</sup> の品<sup>を</sup> 之<sup>を</sup> 受取<sup>る</sup> べ<sup>し</sup>

但其高金地金と第三條銀地金と第四條  
と同様たる<sup>し</sup> 尤造幣適當の品量<sup>と</sup> 別  
造幣寮<sup>の</sup> 取<sup>究</sup> む<sup>る</sup> 定則<sup>に</sup> 従<sup>ふ</sup>

一分銀を除くの外日本金銀貨幣と都て此

條例レ為準トす

第六條

右試驗溶解の上分析せし金或は銀地金又  
は金銀貨幣造幣不適當なるハ之を當人ハ  
返却し試驗溶解并分析の手續料を納む  
べし

試驗溶解并分析の手續料を造幣寮より知  
りて取究むる定價に従て納めむべし

第七條

造幣寮の便宜よりしるを造幣不適當なる  
金或は銀地金又は金銀貨幣或は唯精製セイセイの為  
るハ之を受取ふべし

但其高金地金を第三條銀地金を第四條  
と同様なるべし尤右精製料を造幣寮  
於て取究むる定價に従て納めむべし

第八條

造幣寮に於て造幣の爲に金或は銀地金又  
は金銀貨幣請取濟の上を鑄造手数料を引  
去る第四條に照準して本位金貨又一圓  
銀を以て其受取り一日より三十日間拂  
ふつき<sup>レイジヤ</sup>令状<sup>モウツク</sup>を渡す事

但右令状の高を日本人と大阪にある御  
用為替座<sup>カワセ</sup>外國人と同所ある日本政府の  
外國為替方オリエンタルバンク社<sup>シャ</sup>中より本文日

限中に拂ひ渡す事

第九條

本位金貨鑄造に手数料を當分の内百ニ付

一、ある事

第十條

一圓銀鑄造の手数料を當分の内百ニ付二

ある事

第十一條

金銀混合の地金（ミックス）在来二分金の類を五百オンス（トロイ）凡四貫百以上の高ありを造幣寮に於て之を預り精製分析の上其價決定せし後全く之を請取りし

但右精製分析料の定方を第七條の手續通りとし

第十二條

磨損せし本位金貨幣を千ニ付五、一圓銀を

千ニ付十の手数料を差出を上を其量目丈の價を以て再鑄せし為免之代受取りし

第十三條

一分銀を二千オンス（トロイ）凡十六貫五百（六十匁）墨西哥ドルラルを百オンス（トロイ）凡八百（二十八匁）

以上の高ありを再鑄の為め各開港場に於て其れを受取る處一尤其他の金銀貨幣又も金或も銀地金を試験溶解の上ありてを

其品位定免難事社を大阪造幣寮に限り之  
 を受取<sub>ル</sub>至<sub>ル</sub>一<sub>ニ</sub>事<sub>ト</sub>も所持人の望みより追  
 と新貨幣を拂ひ渡すとき異論ありき為め左  
 の證書裏面<sub>ニ</sub>記載せしむ造幣規則の下へ兼  
 諾の旨或認免自今の姓名を手記をまき各  
 開港場より之を受取<sub>ル</sub>一

受取證書雛形

證

千支何番  
 品位未定  
 押切印  
 一金銀地金何斤  
 凡積代價

此證書裏面ニ造幣規則を  
 掲載也

右之高裏面ニ記載する造幣規則ニ従て造幣  
 の為め大阪造幣寮に送るるをニ付正し落手せり  
 但新貨幣渡方の儀を追て造幣寮より申  
 越通りたるを

年号千支月日

所持人名宛

姓名印

追而試験溶解の上造幣不適當之節を精製  
 を願ふ或否豫一の書面を以て申立置る

造幣規則

第十四條

右受取方神戸横濱より日本人所持の分を御用為替座外國人を外國為替方オリエンタルバンク社中ふ於て取扱ひ長崎箱館新瀉より日本外國人共同所運上所ふ於て取扱ふ

第十五條

大阪代除くの外各開港場より日本及び外國貨幣又と金或と銀地金代納を造幣を望

む者を定日數三十日の外往返日數并運賃危難請負等左乃略表通る心得

地名	往返日數	運賃並危難請負料
神戸より大阪迄	二日	百三付〇、二五
横濱より同	十五日	百三付一、二五
長崎より同	十五日	百三付一、七五
新瀉より同	四十五日	百三付四、二五
箱館より同	三十日	百三付三、二五

第十六條

此規則實際試驗の上要用と思ふ處は

何時<sup>ツレ</sup>も猶改正追加<sup>ツレ</sup>を

但其節を速し其由以布告を

右之通相定候事

明治四年辛未五月

大藏省

御用御書物所

京東洞院三條上ル町

村上勘兵衛

